

令和3年6月22日

保護者 各位

那覇市こどもみらい課長

後期保育料及び給食費の決定について（お知らせ）

日頃より、市の保育行政にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
令和3年9月～令和4年3月の後期保育料及び給食費については、令和3年度市民税額を基に決定し、9月初旬に保育料決定通知書でお知らせいたします。
決定するにあたって、下記の事由に該当する方は、保育料及び給食費が減免できる場合がありますので、必要書類を期限までにご提出ください。なお、期限を過ぎて提出されると、9月から減免できない場合もありますのでご注意ください。
また、決定後に、下記の減免事項に該当するようになった場合は、早めにお申し出ください。

記

1 提出先 那覇市役所 こどもみらい課 入所給付グループ（本庁舎3階・49番窓口）
（郵送先） 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所こどもみらい課
（問い合わせ） ☎098-861-6903 （平日8時30分～17時15分）

2 提出期限 令和3年 7月30日（金）必着（郵送可）
（※）書類の余白またはメモ用紙に、必ず児童の氏名・生年月日を記入してください。

3 減免対象者 ※所得の高い方については、以下に該当しても減免対象にならない場合があります。

対象者	必要書類
令和3年1月1日時点及び現時点で市外在住の方 <small>（令和3年1月1日/現時点どちらかが那覇市在住の方は不要）</small>	市民税額が確認できない場合は、最高額で決定します。 令和3年1月1日時点及び現時点で市外在住の方は、令和3年度市（区町村）民税課税証明書を提出してください。（コピー不可）
申告をしていない方 （国外にいた方、在住者含む）	収入の申告をしていない場合は、最高額で決定します。 収入がない場合や扶養に入っている場合でも、必ず申告してください。 令和2年1月～12月に国外にいた方は、その間の収入を証明する書類を提出してください。（W2等）
ひとり親世帯	児童扶養手当を受給していない方のみ、次のうちいずれか1つをご提出ください。 ・戸籍謄本（離婚日の記載があるもの） ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し
在宅障がい者（児）がいる世帯	次のうちいずれか1つの写しをご提出ください。 ・特別児童扶養手当受給者証、身体障害者手帳、療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳、または 障害基礎年金証書
兄弟が、企業主導型保育園又は特別支援学校に在園している世帯	・在園証明書

※保育料算定に用いる市町村民税額には配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。